

2025 年 4 月 1 日

飯塚病院の医薬品（医療用具を含む）等の  
治験実施に係わる経費算出基準

株式会社麻生 飯塚病院 院長

株式会社 麻生 飯塚病院における治験薬等の治験実施に係る経費の算定及び支払方法は、下記に定めるところによる。

## 1. 直接経費

### ①治験開始準備費

当該治験の施設調査から事前ヒアリング実施までに必要な協力者等に対して支払う経費  
算出基準：1 契約につき 100,000 円

### ②治験審査経費

治験審査料および事務手続き経費として、一治験につき研究経費の 10%を依頼者は契約時に病院に入金する。

ただし、院外の施設に係る審査の場合、依頼者は初回申請時の「治験実施の可否」についての審査料として上記治験審査料を契約時に病院に入金し、それ以外の審査については以後 1 審査毎に 3 万円を病院に入金する。

※治験の進捗如何にかかわらず返金しない。

### ③研究経費

算出基準：ポイント数×6,000 円×症例数  
(観察期脱落の場合、1 症例あたり 50,000 円)

- ・ポイント数の算出表は別紙 (1) を参照
- ・算定基準の症例数は、実施症例数 (脱落症例を含まない) とする。
- ・登録症例または観察期脱落症例が発生した場合

### ④被験者への協力費

当該治験に参加した被験者への交通費等

算出基準：(外来) 予定症例数×1 例当たりの来院回数×10,000 円  
(入院) 予定症例数×10,000 円

- ・依頼者は契約時に病院へ納入し、治験終了後に清算する。
- ・被験者への支払いは、病院が被験者の来院ごと、または終了時に一括して行う。
- ・被験者への支払いは、患者負担が多い場合は別途協議して増額することができる。
- ・電話や Web での診療に対する拘束時間に対する費用も別途協議する。

### ⑤温度測定機器使用経費

治験薬管理に、当院所有の温度測定機器を使用する場合

算出基準：1 契約につき 10,000 円

### ⑥謝 金

当該治験に必要な協力者等 (専門的、技術的知識の提供者、部外者の治験審査委員等) に対して支払う経費

算出基準：社内の基準による

⑦備品費

当該治験に必要な機械器具の購入に要する経費

算出基準：当該機械器具の購入に要した金額

⑧実地調査対応費用

監査の受け入れに係わる経費

算出基準：1日100,000円（発生時）

⑨終了後対応

算出基準：1日50,000円（IRB終了報告月の翌日より発生時）

⑩治験資料保存費用（外部倉庫）

当該治験終了後の資料の外部倉庫保存に係わる経費

算出基準：1年1ポイント×6,000円×保存年数

⑪関連経費

派遣のコーディネーターを活用する場合、病院は派遣会社の請求額に派遣コーディネーター関連経費として10%を加算して依頼者に請求する

⑫事務局経費

IRB事務、書類管理作業等の経費として、50,000円/月を毎月依頼者に請求する

⑬管理経費

当該治験に必要な消耗品、印刷費、通信費、光熱水料、治験薬の管理、記録等の保存に必要な経費、当該治験に関与する部署の人件費および税金等。

算出基準：①～⑫の合計×35%

2. 間接経費

当該治験に係る施設設備の使用料、維持管理費等

算出基準：直接経費①～⑬の合計×30%

3. 支払方法

病院は、発生した経費を1ヶ月毎にまとめて消費税を付加して依頼者に請求し、依頼者はこれを原則翌々月までに病院に支払う。（ただし、④には消費税を付加しない）